

奈良県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和二年六月五日

奈良県知事 荒井正吾

指定医療機関 の名称又は氏 名	指定医療機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
医療法人葛城 会かつらぎ眼 科クリニック	生駒市北新町一 〇番三六 四〇 二号	（名称） かつらぎ眼科ク リニック	（名称） 医療法人葛城会 かつらぎ眼科ク リニック	令和二年四月 一日